

第 3 号 議 案

令和 8 年 5 月 2 6 日

府中町放課後児童健全育成事業運営規程の一部改正について

府中町放課後児童健全育成事業運営規程の一部を改正する訓令を次のように定めること
について、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

府中町放課後児童健全育成事業運営規程の一部を改正する訓令

府中町放課後児童健全育成事業運営規程（平成２８年教委訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第１条を次のように改める。

（趣旨）

第１条 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業として町が実施する放課後児童クラブ事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の運営については、府中町放課後児童クラブ条例（令和７年条例第３６号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条第２項中「条例」を「府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２０号）」に改める。

第５条第４号中「（前号に掲げる日を除く。）」を削る。

第１４条を第１５条とし、第１３条を第１４条とし、第１２条の次に次の１条を加える。

（負担金の減免）

第１３条 条例第５条の規定による負担金の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （１） 児童の属する世帯が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）である場合 全額
- （２） 保護者が府中町就学援助費支給要綱（平成２２年教委訓令第４号）第６条の規定により就学援助の認定を受けている場合 全額
- （３） 同一世帯の児童が２人以上入会する場合
 - ア ２人目 半額
 - イ ３人目以降 全額
- （４） 月の１６日以後に入会し、又は月の１５日以前に退会した場合 半額
- （５） 前各号に掲げるもののほか、災害等の理由により負担金を納付することが困難であると町長が認める場合 町長が適当と認める額

２ 負担金の減免を受けようとする保護者は、保護者負担金減免申請書に、負担金の減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実関係を町が備える公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

３ 町長は、前項の規定による減免の申請があったときは、負担金の減免の可否を決定し、保護者に通知するものとする。

４ 第２項の規定にかかわらず、第１項第４号に該当する場合の負担金の減免については、保護者の申請を要しない。

５ 負担金の減免を受けた者は、その事由が変更し、又は消滅したときは、遅滞なく町長

に届出なければならない。

附 則

この訓令は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

府中町放課後児童健全育成事業運営規程新旧対照表

現 行	改 正 後
(目的)	(趣旨)
第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、小学校に就学している児童であつて、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものにつき、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として、放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を実施する。	第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として町が実施する放課後児童クラブ事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の運営については、府中町放課後児童クラブ条例（令和7年条例第36号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
第2条 [略]	第2条 [略]
2 各放課後児童クラブの受入可能人数については、条例	2 各放課後児童クラブの受入可能人数については、府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）第9条第2項及び第10条第4項の規定に基づき、教育長が別に定める。
第3条・第4条 [略]	第3条・第4条 [略]
第5条 [略]	第5条 [略]
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）	(4) 12月29日から翌年1月3日まで
(5) [略]	(5) [略]
第6条～第12条 [略]	第6条～第12条 [略]
	(負担金の減免)
	第13条 条例第5条の規定による負担金の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
	(1) 児童の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）である場合 全額
	(2) 保護者が府中町就学援助費支給要綱（平成22年教委訓令第4号）第6条の規定により就学援助の認定を受けている場合 全

現 行	改 正 後
第13条・第14条 [略]	額 (3) 同一世帯の児童が2人以上入会する場合 ア 2人目 半額 イ 3人目以降 全額 (4) 月の16日以後に入会し、又は月の15日以前に退会した場合 半額 (5) 前各号に掲げるもののほか、災害等の理由により負担金を納付することが困難であると町長が認める場合 町長が適当と認める額 2 負担金の減免を受けようとする保護者は、保護者負担金減免申請書に、負担金の減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実関係を町が備える公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。 3 町長は、前項の規定による減免の申請があったときは、負担金の減免の可否を決定し、保護者に通知するものとする。 4 第2項の規定にかかわらず、第1項第4号に該当する場合の負担金の減免については、保護者の申請を要しない。 5 負担金の減免を受けた者は、その事由が変更し、又は消滅したときは、遅滞なく町長に届出なければならない。 第14条・第15条 [略]